

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度県産品ブラッシュアップ支援事業委託業務

### (2) 適用範囲

本業務説明書は、奈良県が委託業者に委託して実施する令和8年度県産品ブラッシュアップ支援事業委託業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

### (3) 業務の目的

消費者ニーズに応える商品改良は重要であるが、マーケティングやデザイン等の商品改良に必要な知見が乏しく、具体的に取り組めていない状況である。

そこで、県内の食品事業者が販売している商品の課題を明確に把握させ、専門家による伴走支援を通じて商品そのものやパッケージ、ポスター・POPなどの販促資材について、支援対象者の意向を踏まえたブラッシュアップを行うことにより、商品の魅力および訴求力の向上を図る。その後、当該支援によりブラッシュアップした商品を展示商談会に出展し、販路拡大を促進するとともに、一連の伴走支援を通して支援対象者の経営力の向上に繋げる。

### (4) 委託上限金額

3,486,174 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### (6) 業務内容

#### ① 事業改善のためのセミナーの開催

- ・県内の食品事業者を対象に、利益向上のための事業改善をテーマとしたセミナーを開催する。併せて、県産品ブラッシュアップ支援事業に関する説明を行う。
- ・事業改善セミナーの広報は、効果的な広報手法により、開催の1か月程度前から実施すること。

#### ② 支援希望者の公募・選定

- ・商品のブラッシュアップと販路拡大の支援を希望する事業者を募集する。
- ・応募者の中から支援する対象者（以下「支援対象者」という）を3社選定する。選定にあたっては、商品の販路拡大の可能性等を考慮し、専門家の意見を聴取した上で県および専門家の意見を聴取した上で行う。
- ・公募および選定の方法については、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。また、支援対象者が3社未満または3社を超える場合は県と協議すること。

#### ③ 商品のブラッシュアップ支援

- ・支援対象者ごとのブラッシュアップ支援内容について支援計画を作成し、各支援対象者および県へ文書にて報告すること。なお、支援計画の策定にあたっては、支援対象者の意向を十分に聞き取った上で当該支援対象者と相談の上決定すること。また、内容に更新があった場合には、その都度報告すること。
- ・支援対象者の商品をブラッシュアップするために、支援対象者と専門家のマッチングを行い、ブラッシュアップに向けた支援を行う。
- ・専門家の選定に際しては、販売ターゲット、価格設定、消費者の情勢、デザイン性等について十分に分析を行ったうえで、各商品のブラッシュアップに必要な支援が可能な専

門家を選定する。

- ・ 支援対象者とは4回以上面談（オンライン可）を行うこと。
- ・ 面談内容及び面談以外に実施した支援内容については、支援対象者ごとに毎月取りまとめの上、県に報告するものとする。

### ③ 販路拡大に関する支援

- ・ 展示商談会「FOODEX JAPAN2027 奈良県ブース」（以下「FOODEX 奈良県ブース」という）において、出展している期間中、商談支援に関する専門家を出展会場に派遣し、支援対象者に商談支援を行う。支援対象者の出展期間は1～4日とし、出展日の割り当てについては県及び支援対象者と調整の上、決定するものとする。
- ・ 支援対象者の出展小間として、FOODEX 奈良県ブースの1小間を使用すること。ただし、出展にかかる負担金として10万円（税込）を事業費に含め、契約後に県が指定する先に支払うこと。
- ・ 支援対象者を含む、FOODEX 奈良県ブースに出展する全ての事業者を対象とした事前対策セミナーを開催する。
- ・ 商談会終了後、支援対象者に対してフォローアップ支援を行う。

## 2 その他留意事項

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とする。
- (3) 提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は、認めない。
- (4) 提出された提案書は特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書およびその複製は、提案書の特定以外に無断で使用しない。
- (6) 提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができない。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (10) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
  - ① 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
  - ② 委託事業の対象とならない経費については次のとおりとする。
    - ・ ブラッシュアップにかかる商品の試作の経費（パッケージ等のデザイン費を含む）
    - ・ 販促資材（ポスター、POP、のぼり、横断幕等）の制作経費（デザイン費を含む）
    - ・ 支援対象者がFOODEX 奈良県ブースに出展する際に必要となる経費（交通費、宿泊費、展示・試食のための商品代等）
    - ・ その他、事業との関連が認められない経費
  - ③ 本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、

そのすべてが奈良県に帰属するものとする。支援を行った専門家等は、奈良県に対し、前記著作物について著作権人格権を行使しないものとする。奈良県及び受託業者は、前述に定める権利の帰属および不行使の対価が本委託業務の委託料に含まれることを相互に確認する。

- (11) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとする。
- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
  - ②その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。